

相続登記をすることにより、 さまざまなトラブルを防ぐことができます。

相続登記をしていないと発生するさまざまな問題

- 相続した不動産を売却したいが、すぐに売ることができない。
- 住宅ローンを組む必要があるが、すぐに担保に入れられない。
- 相続人が亡くなり更にその相続人…と相続人が増えてしまうと
 - ・ 誰が相続人となるのか調査に時間と費用がかかる。
 - ・ 連絡先が分からないなどますます手続が困難になる。

法務局には各種相続手続に便利な制度もあります！

法定相続情報 証明制度

手数料は
無料！



「法定相続情報証明制度」とは、相続人が法務局に必要な書類（戸籍謄本等一式）を提出し、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する制度です。

この制度の利用により、各種相続手続で戸籍謄本等一式の提出の省略が可能となります。

※相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は、各機関にお尋ねください。



詳しい内容は「法務局ホームページ」又はお近くの法務局で！

法 務 局

検 索

登記相談及び法定相続情報証明制度に関する相談は、予約制により行っております。

佐賀地方法務局登記部門 0952-26-2184

佐賀地方法務局武雄支局 0954-22-2779

佐賀地方法務局伊万里支局 0955-23-2885

佐賀地方法務局唐津支局 0955-74-1442

佐賀地方法務局鳥栖出張所 0942-82-2497

不動産の相続登記はお済みですか？

佐賀地方法務局

● ご自身で相続登記申請手続を行う場合

法務局ホームページから登記の申請書の書式をダウンロードすることもできます。

「不動産登記申請手続」から

「不動産の所有者が亡くなった」をお選びください。

【不動産登記申請手続URL】

<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki1.html>

法務局	検索
-----	----

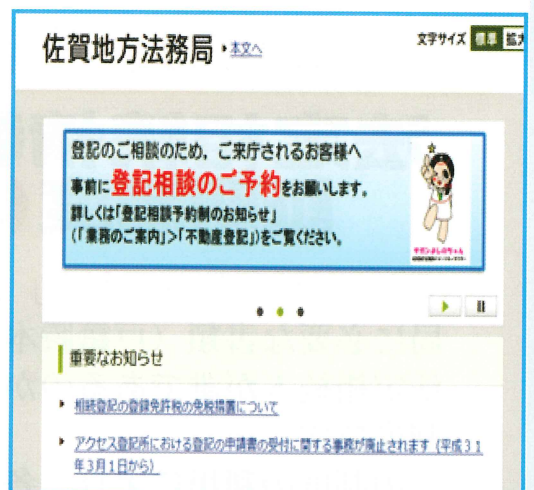


佐賀地方法務局では、予約制の登記相談を行っており、登記申請書の作成方法や必要な書類についてのご説明をしております。

登記相談を希望される方は、不動産を管轄する法務局（又は最寄りの法務局）に事前に相談日時をご予約の上、お越しください。

ご予約・お問合せ先は、佐賀地方法務局ホームページをご覧ください。

佐賀地方法務局	検索
---------	----



● 司法書士へ依頼する場合

ご自身で登記手続を行うことが難しい場合は、司法書士が代理人となって登記手続を行うことができますので、最寄りの司法書士にお問合せください。

佐賀県司法書士会のホームページに会員名簿が掲載されています。

佐賀県司法書士会	検索
----------	----

【佐賀県司法書士会】

お問合せ ☎ 0952-29-0626

